指定特定計画相談支援・指定障害児相談支援用

社会福祉法人名取市社会福祉協議会

名取市基幹相談支援センター

重要事項説明書

当事業所では、指定特定計画相談支援・障害児相談支援を提供します。当サービスの利用は、原則として指定特定計画相談支援・指定障害児相談支援の提供を希望される方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

１．サービスを提供する事業者
２．事業所の概要
３．従業者の配置状況
４．指定特定計画相談支援・指定障害児相談支援の内容及び利用料金等
５．利用料金のお支払い方法
６．事故発生時の対応
７．利用者等の記録や情報の管理、開示について
８．虐待の防止について
９．苦情の受付及び虐待防止に関する相談窓口
１０．重要事項の説明確認

社会福祉法人　名取市社会福祉協議会
名取市基幹相談支援センター

当事業所は、指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業の指定を受けています。
指定特定相談支援事業　　令和５年６月１日（指定番号）0430700617
指定障害児相談支援事業　　令和５年６月１日（指定番号）0470700154

１サービスを提供する事業者

法人名	社会福祉法人　名取市社会福祉協議会
法人所在地	宮城県名取市増田５丁目１３番３５号
代表者名	会長　相　澤　　喜　美
電話番号	０２２－３８４－６６６９
設立年月日	昭和４５年９月１２日（法人格取得）

２事業所の概要

事業所の種類	名取市指令第 1232 号　令和 5 年 6 月 1 日指定 〈事 業 所 番 号〉　0430700617 号 〈相談支援の種類〉指定特定計画相談支援 名取市指令第 1232 号　令和 5 年 6 月 1 日指定 〈事 業 所 番 号〉　0470700154 号 〈相談支援の種類〉指定障害児相談支援事業
事業所の名称	名取市基幹相談支援センター
事業所の所在地と連絡先	〒９８１－１２２４ 宮城県名取市増田５丁目１３番３５号 ＴＥＬ（022）797－2667／ ＦＡＸ（022）797－2668
管理者氏名	板　橋　　美　千　代
営業日及び営業時間	〈営業日〉月曜日から金曜日まで ※ただし、１２月２９日から１月３日までと国民の祝日を除く 〈営業時間〉午前８時３０分～午後５時１５分まで
指定年月日	令和 5 年 6 月 1 日
事業所の運営方針	《指定特定計画相談支援・障害児相談支援》 (1)　利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、センター及び相談支援機関等とともに、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者等の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 (2)　利用者等の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って、提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないように、公正中立に行うものとする。 (3)　名取市、障害福祉サービス事業所を行う者等との連携を

	図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法において求められる基幹相談支援の本分に沿って、「指定計画相談支援事業、児童福祉法に基づく人員及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業を実施するものとする。

３従業者の配置状況

＜主な従業者の配置状況＞

職　　種	常　　勤		非　常　勤		常勤換算
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者(主任相談支援専門員)	1 名				1 名
相談支援専門員	2 名				2 名

(1) その他必要に応じて事務職員を置きます。
(2) 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定特定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。
(3) 常勤換算とは従業者それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（週 37.5 時間）で除した数です。

４指定特定計画相談支援・指定障害児相談支援の内容及び利用料金等

当事業所では、利用者に対して次のサービスを提供します。

＜指定特定計画相談支援及び指定障害児相談支援の内容＞

（１）基本相談支援

障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

（２）サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成

市町村からの依頼に応じ、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考慮し、「サービス等利用計画又は障害児支援利用計画」を作成します。

なお、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成にあたっては以下の点に留意して行います。

イ、計画の原案を作成するにあたっては、アセスメント（利用者の希望する生活や課題等の把握）を行います。その際、利用者等の理解を得た上で、面接を行います。

ロ、把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者等に交付します。

ハ、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の原案に位置付けた指定障害福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催、指定障害福祉サービス等の担当者に対する照会など、専門的見地に基づく意見を聴取しサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成します。

ニ、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を利用者等に交付・説明し、内容の確認並びに署名を受けるものとします。

ホ、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成後、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います.

（３）その他、相談支援専門員は、指定特定計画相談支援又は障害児相談支援の提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

イ、　医療行為又は医療補助行為

ロ、　利用者等若しくは家族等の金銭、預貯金通帳、証書等の預かり

ハ、　利用者等若しくはその家族等からの物品等の授受

ニ、　利用者等若しくはその家族等との飲食

ホ、　利用者等若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

ヘ、　利用者等若しくはその家族等に行う迷惑行為

＜利用料金＞

（１）基本相談支援については、無料となります。

（２）サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成に係る利用料金（厚生労働大臣が定める基準額）については、支給決定市町村より法定代理受領しますので、**利用者等の負担額の徴収はありません。**

※ ただし、法定代理受領を行わない指定特定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際は、計画相談支援給付費としての費用が次のようにかかります。[厚生労働大臣が定める基準額]

基本部分	
サービス利用支援費 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	1,822 単位／月
継続サービス利用支援費 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	1,558 単位／月
障害児支援利用援助費 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	2,016 単位／月
継続障害児支援利用援助費 機能強化型障害継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,699 単位／月
加算部分	
初回加算（計画相談支援）	300 単位／月
初回加算（障害児支援）	500 単位／月
主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)	300 単位／月
主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	100 単位／月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	300 単位／月

入院時情報連携加算(Ⅱ)	150 単位／月
退院･退所加算(３回を限度)	300 単位／回
居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供以外）	300 単位／月
居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供）	150 単位／月
医療･保育･教育機関等連携加算（面談：計画作成）	200 単位／月
医療･保育･教育機関等連携加算（面談：モニタリング月）	300 単位／月
医療･保育･教育機関等連携加算（通院同行・月３回を限度）	300 単位／回
医療･保育･教育機関等連携加算（情報提供）	150 単位／回
保育・教育等移行支援加算（2 回を限度）	150 単位／月
集中支援加算（通院同行・月 3 回を限度）	300 単位／回
集中支援加算（情報提供）	150 単位／回
集中支援加算（訪問、会議開催、会議参加）	300 単位／月
サービス担当者会議実施加算	100 単位／月
サービス提供時モニタリング加算	100 単位／月
行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
ピアサポート体制加算	100 単位／月
地域生活支援拠点等相談強化加算（月４回を限度）	700 単位／回
地域体制強化共同支援加算（月１回を限度）	2,000 単位／回

（３）利用者の要望により名取市以外の地域の居宅等を訪問して指定特定計画相談支援又は障害児支援相談を行う場合は、それに要した交通費の費用がかかります。

５利用料金のお支払い方法

利用料金は 1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

（１）利用者等の指定金融機関の口座からの自動引落しとする方法
（２）直接事業所の窓口でお支払いいただく方法

６事故発生時の対応

指定特定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、

都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

＜保険加入＞

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

宮城県地域福祉総合補償制度　事業者賠償責任保険

〔取りまとめ；社会福祉法人宮城県社会福祉協議会〕

〔取扱代理店；有限会社オンワードマエノ／引受保険会社三井住友海上火災保険株式会社〕

７利用者等の記録や情報の管理、開示について

当事業所は関係法令に基づいて、利用者等の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

当事業所における記録の項目は次のとおりです。

（１）福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

（２）個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳

イ、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案及びサービス等利用計画又は障害児支援利用計画

ロ、アセスメントの記録

ハ、サービス担当者会議等の記録

ニ、モニタリングの結果の記録

（３）市町村への通知に係る記録

（４）苦情の内容等の記録

（５）事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

◆保存期間は、サービス提供完了日から５年間です。

◆閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分です。

８虐待の防止について

事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定　【虐待防止責任者】所長　板橋　美千代

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

（５）虐待防止のための対策を検討する委員会の設置及び検討結果の従業者への周知徹底

（６）その他、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な措置

９苦情の受付及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所における苦情やご相談は、次の専用窓口で受付します。

（１）社会福祉法人名取市社会福祉協議会

イ、相談受付担当者　　管理主任　清水　隆光

ロ、苦情解決責任者　所長　板橋　美千代
ハ、苦情解決第三者委員　菊地　悦子(名取市社会福祉協議会監事)
小野　美智也(人権擁護委員)
齋藤　良則(名取市民生委員児童委員)

※苦情解決第三者委員の連絡先に関しましては、個人情報の観点から記載を控えております。
第三者委員の立ち合い及び助言、話合いを希望される場合は下記までお問合せ願います。

受付時間：毎週月曜日～金曜日（国民の祝日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時１5 分
ＴＥＬ：（０２２）７９７－２６６７
ＦＡＸ：（０２２）７９７－２６６８

（２）公的機関等の相談窓口
イ、名取市健康福祉部社会福祉課
ＴＥＬ：代表（０２２）３８４－２１１１
ロ、宮城県運営適正化委員会（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会内）
ＴＥＬ：（０２２）７１６－９６７４

刷新年月日；令和６年４月１日

10 重要事項の説明確認

令和　　年　　月　　日

指定特定計画相談支援・指定障害児相談支援に関するサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名　　名取市基幹相談支援センター

説明者職名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定計画相談支援・指定障害児相談支援に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

＜利用者＞
住所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

＜署名代行者又は法定代理人＞
住所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

続柄　：＿＿＿＿＿